

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の企業理念は「顧客 社員 株主 地域社会」に必要とされ、信頼され、貢献でき、存在感のある良い会社(グッドカンパニー)を目指す」と定めております。

これは、事業を通じて社会に貢献することを基本にしながら、あらゆる場面でもCSR(企業の社会的責任)を意識し、ステークホルダー(顧客・社員・株主など)の期待に応え、社会から「信頼される企業」になるとともに、満足を与えていくことにより「企業価値の向上」をはかりたいと考えております。

このCSR活動の核となるもののひとつとして、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると認識しており、取締役・監査役制度を軸としたガバナンス体制をもとに、

1. 経営の透明性及び効率性及び健全性の確保
2. 迅速で的確な意思決定と適時、適切なディスクロージャー(情報開示)
3. 説明責任の明確化

を基本的な考え方として、その実現に努めております。今後も変化の早い社会環境、法制度に対応して、当社にふさわしい仕組みや体制を随時検討し、コーポレート・ガバナンスの更なる強化に向け、必要な見直しを行っていく方針です。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
高見澤 秀茂	1,157,497	13.17
高見澤 昭二	667,605	7.59
株式会社 八十二銀行	423,000	4.81
高見澤 豊子	394,588	4.49
高見澤 愛子	355,986	4.05
高見澤 雅人	300,800	3.42
高見澤 吉晴	230,439	2.62
増田 元成	226,000	2.57
増田 多加子	213,000	2.42
高見澤 達郎	193,000	2.20

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松本 清	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本 清	○	長野運送株式会社の代表取締役であります。長野運送株式会社は当社の取引先に当たります。	長野運送株式会社と当社の取引実績は連結売上高の0.1%未満、連結売上原価の0.1%未満であり、十分に独立性を有していると判断したため選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と積極的な情報交換を密に行っているほか、期末の監査及び四半期レビュー終了時には、会計監査人から監査等の総合的かつ詳細な報告を受け、また、内部監査室からは、定期的に行った内部監査の報告を受けており、会計記録、財務報告の正確性や信頼性の検証に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

--	--	--

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鴫澤 裕	税理士													
金子 肇	弁護士										○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鴫澤 裕	○	――	当社との取引実績はありませんので、十分に独立性を有していると判断したため選任いたしました。
金子 肇	○	金子法律事務所の所長であり、当社の顧問弁護士であります。	金子法律事務所と当社の取引実績は連結損益計算書における、販売費及び一般管理費の0.1%未満であり、十分に独立性を有していると判断したため選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
-------------------	-----

その他独立役員に関する事項

社外取締役1名及び社外監査役3名はいずれも重要な取引関係等の利害関係はなく、当社の経営陣から著しいコントロールを受け得るものではなく、経営陣に対しても著しいコントロールを及ぼし得るものでもなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。よってすべての社外役員は独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

業績に連動して、当該取締役に報いる対応をとっております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の年間報酬額 183百万円 監査役の年間報酬額 15百万円うち社外監査役 2百万円なお、上記金額には当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役位と業務等を総合的に勘案して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在は社外監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、今後は必要に応じて、取締役と社外監査役が意見交換しサポート体制を確立いたします。社外監査役は取締役の職務状況、会計士、内部監査室の監査報告等の情報を監査役会または各報告会にて収受しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会は、取締役12名(うち社外取締役1名)で構成され、毎月1回以上の定例取締役会を開催し経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項について協議・決定するとともに業務執行状況を監督しています。監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されております。2名の社外監査役はそれぞれ高い専門性を有しており、両名を独立役員と

して選任しております。

監査役は、策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務・財産の状況の調査等を通じ、取締役及び業務全般の執行に対し厳正な監視を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は内部統制の強化及び社外監査役による監査機能強化によるガバナンス体制を構築しております。当社の監査役3名のうち2名が社外監査役であり、適切な監査と助言・指導が得られる体制となっております。また、常勤監査役は取締役会に出席し、質問並びに意見表明を通じ、取締役会の職務遂行状況を監査しております。これらから、経営監視機能面では、十分に機能する体制が整っていると考えられるため、現状の体制を採用しております。

また、平成27年9月25日開催の定時株主総会において社外取締役を初めて1名選任しております。取締役会の更なる活性化と経営監督機能の強化を期待しています。社外取締役及び社外監査役の全ての社外役員は独立役員に指定し東京証券取引所に届け出ております。

なお、当社と社外取締役及び社外監査役との間で賠償責任を限定する契約を締結を結んでおりませんが、当社は会社法の規定に基づき、取締役及び監査役の責任を法令で定める範囲で取締役会の決議によって免除することができる旨、及び業務執行取締役等でない取締役及び監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。但し当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況
実施していません。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ(http://www.kk-takamisawa.co.jp)上において、決算公告(貸借対照表及び損益計算書)、財務・業績の概要(連結)、事業報告書を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	個人情報保護に関する基本姿勢と取扱い基準を明確化した「情報資産保護規程」を制定し、役員及び従業員に周知・徹底しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 重要

- 1 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、企業が存続するために必要不可欠な法令遵守を認識し、全ての役員が公正で高い倫理観に基づき行動することを徹底することとする。
 - ・取締役会は、法令、定款、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監視・監督する。
 - ・取締役会は、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、社会的責任と公共的使命を果たすことを目的として、外部機関と積極的に連携をとり、反社会的勢力排除に向けた体制を整備する。
 - ・代表取締役社長は、法令、定款、その他社内規程に従い、会社の業務執行の決定をし、取締役会決議、その他社内規程等に従い職務を執行する。
 - ・取締役は、法令、定款、取締役会決議、その他社内規程等に従い、当社の業務を執行するとともに、会社の業務執行状況を取締役会規程に従い取締役会に報告する。
 - ・監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査役会規程及び監査役の監査基準に従い、取締役の職務執行について監査する。
 - ・従業員は、法令、定款はもとより、当社の経営理念に基づき、社内規程及び組織規程、職務及び業務分掌規程に則り行動する。
 - ・内部監査室が定期的に内部監査を実施し、その結果を経営層及び監査役に適宜報告する。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務執行に係る情報については文書管理規程に基づき、適切かつ確実に保存・管理し、取締役及監査役は、いつでも取締役会決議事項の情報を閲覧することができる。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・全社横断的なリスク管理体制を構築する。
 - ・各部門においては、法令及び関係規則に基づいたマニュアルやガイドラインを遵守し適切な対応を速やかに行うこととする。
 - ・不測の事態が生じた場合においては、「リスクマネジメント体制」により設置された対策本部がかかる任に当たり、対応を協議しながら迅速に対応する。
 - ・当社及び当社子会社の連携により、当社グループの全体のリスク管理を行う。
- 4 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・企業理念の具現化に向け、全員参加の経営を基本とし、中長期の基本経営計画書及び単年度事業計画書を立案し、全社的な目標を設定する。また、毎月の経営戦略会議において具体的改善策とその施策を実施する。
 - ・取締役の職務執行については、組織規程、職務及び業務分掌規程、職務権限規程においてそれぞれ詳細に定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
- 5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・従業員は、法令、定款はもとより、当社の経営理念に基づき、社内規程及び組織規程、職務及び業務分掌規程に則り行動する。
 - ・内部監査室が定期的に内部監査を実施し、その結果を経営層及び監査役に適宜報告する。
- 6 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・子会社の経営管理については、関係会社管理規程に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、担当取締役が統括管理する。
 - ・担当取締役は、子会社の管理の状態を定期的に取締役会に報告することとし、代表取締役は、子会社との各種連絡会・協議会を設置し、情報交換・危機管理の統一等経営の効率化を確保する。
 - ・子会社は、内部監査室の定期的な監査対象とし、監査の結果を経営層及び監査役に適宜報告する。
- 7 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を必要と求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。
 - ・指名された使用人の指揮権は、取締役からの独立性を確保する。
- 8 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・当社グループの取締役及び使用人は当社の業績又は業績に与える重要事項について監査役に都度報告するものとし、職務の執行に関する不法行為や重要な法令違反、定款違反行為の事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。
 - ・前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
 - ・その報告を行った当社グループの取締役及び使用人が当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いを受けることを禁止し、その旨の周知徹底を図る。
 - ・監査役は、独立性と権限により、会計監査人、内部監査室との情報交換に努め、緊密な連携をとりながら監査の実効性を確保する。
 - ・監査役が職務を執行する上で必要となる費用について会社に請求を行った場合は、監査の職務の執行に必要でないとい明らかに認められる時を除き、会社は速やかに支払うものとする。
- 9 財務報告の適正性を確保するための体制
 - ・当社は金融商品取引法に基づき、財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、「内部統制規程」を定め、財務報告に係る内部統制の評価と有効性の判断を行い、適切に運用されているか確認する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、コンプライアンスの取組みとして、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切関係を持たず、経済的利益を供与しないことを基本方針としております。
2. 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況
総務部を対応部門として、反社会的勢力排除への対策を講じるとともに、財団法人長野県暴力追放県民センターに加入し、定期的に行われる情報交換会及び研修会に参加し、情報収集を行っております。また、所轄官庁や顧問弁護士など外部機関と連携しております

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

1. 買収防衛策導入に関する適時開示

当社は、平成20年8月18日付で「会社の支配に関する基本方針及び当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」に関するお知らせ」を開示いたしました。同開示は当社ホームページに掲載されております。

2. 買収防衛策の概要

当社は、平成20年8月18日に開催された当社取締役会において、買収防衛策を決議し平成20年9月26日開催の当社定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、特定株主グループの株券等保有割合が20%を超えることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの株券等所有割合が20%を超えることとなる当社株券等買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。）への対応策（以下、「本プラン」といいます。）の具体的な内容を決定いたしました。

3. 大量買付ルールの設定

当社取締役会は、大量買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、株主共同の利益に合致すると考え、事前の情報提供を始め大量買付者との交渉・協議等を行なっていくための一定のルール（以下、「大量買付ルール」といいます。）を設定することいたしました。

4. 大量買付ルール手続当社取締役会が設定する大量買付ルールとは、1.大量買付者に対して、事前に当社取締役会に対し必要かつ十分な情報の提供を求め、2.大量買付行為につき当社取締役会による一定の評価期間を確保した上で、株主の皆様は当社取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、大量買付者との交渉・協議を行なっていくための手続を定めています。

5. 大量買付行為に対する対抗措置

当社取締役会は、大量買付行為が株主共同の利益に与える影響を検討するとともに、後記の独立委員会の勧告を経た上で、大量買付者との協議・交渉の結果、大量買付行為が所定の要件のいずれに該当し一定の対抗措置をとることが相当であると判断した場合には、取締役会評価期間の開始または終了を問わず、新株予約権の無償割当てによる対抗措置をとることがあります。

6. 独立委員会の設置

当社取締役会は、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、独立委員会規程を採択するとともに、独立委員会を設置することを決議しました。独立委員会の委員は、3名以上とし、公正で中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役ならびに社外有識者の中から選任します。

7. 有効期間

本プランの有効期間は上記の定時株主総会の日から3年間とし、本プランの継続については、別途平成23年9月に開催予定の当社定時株主総会の承認を経ることとします。また、本プランは、有効期間内であっても、1.有効期間内に行われる当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、2.当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止するものとします。

平成23年9月開催の定時株主総会において本プランの継続が承認されており、当該有効期限を平成29年9月開催予定の定時株主総会終結の時までの6年間としております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

経営環境の変化に対応すべく適時見直しをはかってまいります。